

(案)

白老町立小中学校適正規模適正配置基本計画

～望ましい教育環境のあり方～

令和6年〇月

白老町教育委員会

【目次】

I	はじめに	1
II	白老町を取り巻く状況	5
III	学校適正規模の考え方	9
IV	学校の適正配置のあり方	14
V	適正配置の進め方	17
VI	資料	
資料-1	1 小中学校の適正配置等に関する国の考え方	
	2 学級編制	
資料-2	3 児童生徒数の推移と推計	
資料-5	4 通学区域	

I はじめに

1 策定の趣旨～学校規模や配置の適正化がなぜ必要なのでしょう？

白老町では、白老町教育大綱に「進んで学び、やさしく思いやりがあり、元気でたくましい、しらおいの子ども」をめざす子ども像として掲げ、子供たちが予測困難な時代に変化を前向きに受け止め、社会や生活をより豊かなものとするができるよう必要な資質や能力を確実に育成する取組みを進めております。

また、教育活動においては、Society（ソサエティ）5.0¹社会の到来によりGIGAスクール構想や個別最適な学びや協働的な学びによる「令和の日本型学校教育」の実現など今までとは大きく変わり始めております。

新しい時代の教育の実現には、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていく環境が重要となります。

その一方で本町の令和5年4月現在の児童生徒数は、685人となり昭和57年の4,052人をピークに減少し続けています。また、高齢化率は、約47%と少子高齢化が加速しています。

児童生徒数の減少に伴い学校の小規模化の進行は、学習面や生活面、学校運営などへも大きく影響していることから、人口減少に対応した学校規模や配置の適正化を検討し、これからの子供たちにとって望ましい教育環境の整備に努めなければなりません。

また、学校は地域コミュニティや防災拠点としての役割や機能を果たしていることから、統廃合や通学区域の見直しなどの判断は、教育的観点だけではなく町全体の課題として検討することが求められるものです。

このことから白老町教育委員会は、将来を見通しながら人口減少時代の中で持続可能な学校づくりを進めるため、地域の将来像を視野に入れた学校の在り方として「白老町立小中学校の望ましい教育のあり方～学校の適正規模及び適正配置基本計画～（以下「実施計画」という。）を策定し、取組を進めてまいります。

¹ 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する未来社会

2 白老町がめざす学校教育

本町は、第6次白老町総合計画で「共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち」をまちの将来像として掲げ、各種施策等の取組を進めております。

学校教育の分野では、「生きる力を身に付け、未来を切り拓く子どもたちが育つまち」を目指す姿として進めています。

また、令和3年に策定した「白老町教育大綱」、「白老町学校教育基本計画」に基づき、各種施策に取り組んでおります。

≪白老町教育大綱及び白老町学校教育基本計画における施策体系≫

教育大綱	白老町学校教育基本計画（令和3年～令和10年）	
教育推進 基本理念	基本目標	基本方向
ともに学びあい こころひびかせ 笑顔がややく 教育のまち しらおい	1 新しい時代に生きる子供たちの豊かな成長を支え育む	1 確かな学力の育成
		2 豊かな人間性の育成
		3 健やかな体の育成
		4 特別支援教育の充実
	2 地域に信頼され、地域とともにある学校づくり	5 ふるさと教育の充実
		6 地域とともに育つ学校づくり
		7 安全・安心の保障
	3 多様化するニーズに対応した教育環境整備の推進	8 学校の組織運営体制の充実
		9 教育環境の充実

3 計画の考え方

(1) 基本計画とは

「基本計画」(本計画)とは、白老町立小中学校の適正規模や適正配置の考え方や進め方に関する基本的な方針を示したものですが、計画期間を定めず、社会情勢等の変化も踏まえながら必要に応じた見直しを行います。

(2) 実施計画とは

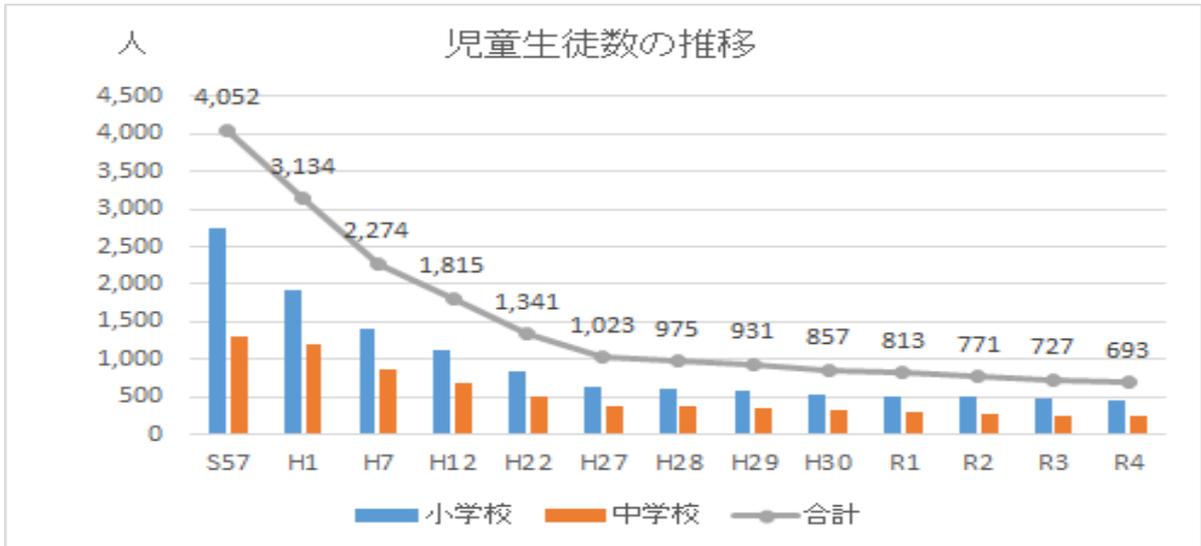
「実施計画」とは本計画の優先度を踏まえて、今後該当する小中学校の適正規模や適正配置の具体的な進め方を示すものであり、策定にあたっては、検討委員会を設置し、諮問・答申を行います。

Ⅱ 白老町を取り巻く状況

1 町立小・中学校の現状と今後の見通し

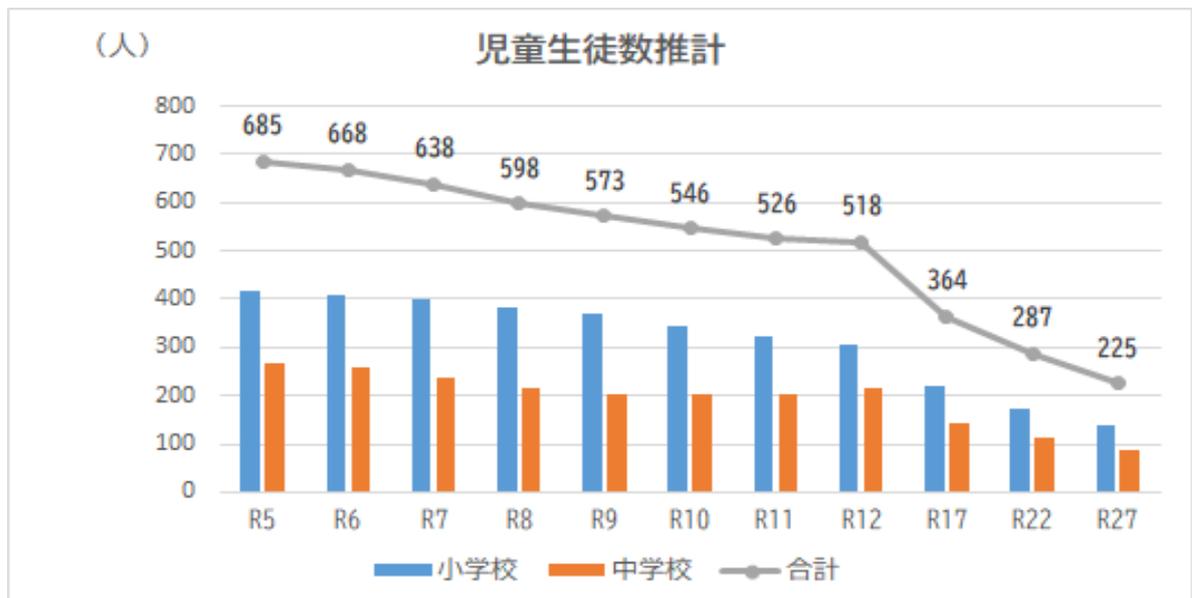
(1) 児童生徒数の推移

本町の児童生徒数は、昭和 57 年度の 4,052 人をピークに緩やかに減少し始め、平成 10 年度には、1,972 人と約半減し、令和 4 年度は、693 人とピーク時と比べて約 8 割減少している状況です。



(2) 児童生徒数の将来推計

今後 20 年間の児童生徒数は、10 年間で約 5 割減少し、その後、さらに減少が加速化し、20 年後は約 7 割減少すると推計しております。



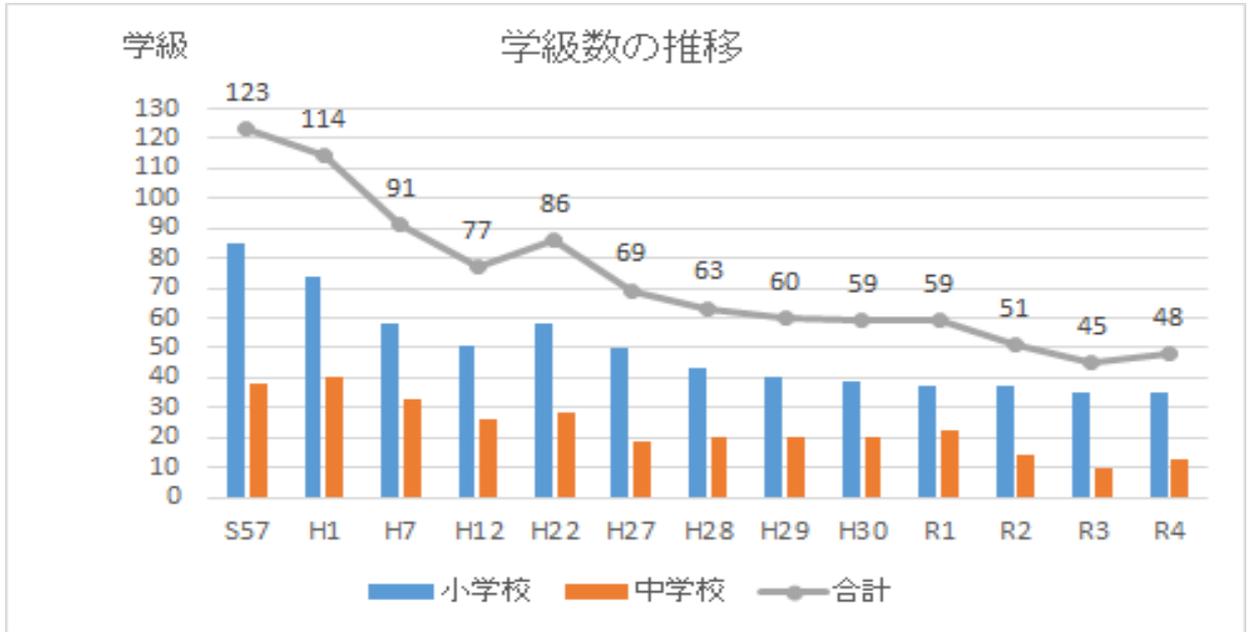
※児童生徒数及び学級数の推計方法について

①令和 5 年～令和 11 年は、令和 4 年 4 月 1 日現在の出生数に基づき算出。

②令和 12 年以降は、コーホート変化率法により「H30 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）」の数値に基づき算出。

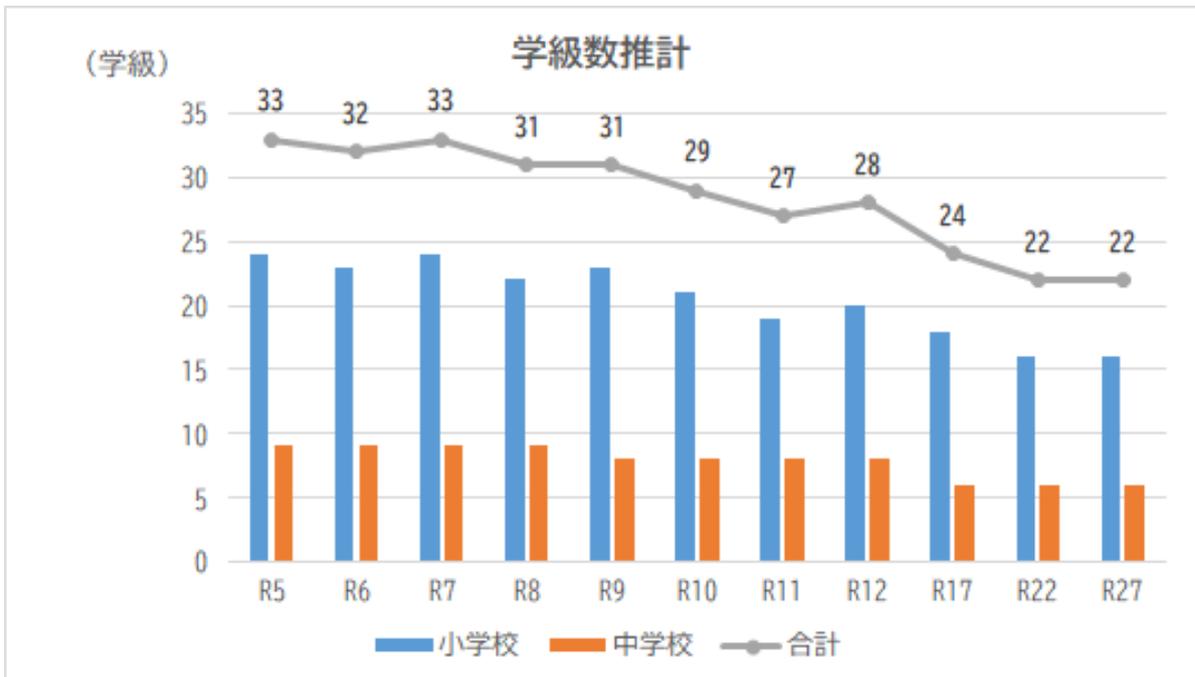
(3) 学級数の推移 (学級数には、特別支援学級を含んでいます。)

学級数については、特別支援学級の影響はあるもののピーク時に比べて約6割減少しております。



(4) 学級数の推計 (学級数は、通常学級のみとしています。)

今後の学級数の見込みは、1学年2学級は難しい状況と推計されます。



(5) 学校の規模 (特別支援学級を含みます)

白老町の令和5年度の学級数については、適正規模の学校はなく、過小規模と小規模校となっています。

学校教育法施行規則第41条			
小・中学校の標準的な学級数		1学年あたりの標準的な学級数	
12～18学級		小学校：2～3学級 中学校：4～6学級	
	過小規模	小規模	適正規模
小学校	1～5学級	6～11学級	12学級～18学級
中学校	1～2学級	3～11学級	
めやす	複式学級が生じる	1学年1学級以上	全学年でクラス替えができる
令和5年度の本町の状況	竹浦小学校 虎杖小学校	白老小学校 萩野小学校 白老中学校 白翔中学校	該当なし

Ⅲ 学校適正規模の考え方

1 学校規模による学校運営や教育活動への影響

文部科学省の示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」の中で学校の小規模化に伴う一般的な影響の一例は、次のとおりです。

メリット	デメリット
①きめ細かな指導が行いやすい	①切磋琢磨する教育活動が難しい。
②様々な活動において一人一人が活躍する場面が多い。	②クラス替えができない。
③複式学級では、児童生徒相互に学び合う活動が充実する。	③クラブ活動や部活動が限定される。
④学校施設（グラウンド、体育館、教室）などが余裕を持って使うことができる。	④集団活動（運動会、遠足など）や行事の教育効果が得られにくい。
⑤異年齢での教育活動が行いやすい。	⑤男女比の偏りが生じやすい。
⑥地域の協力が得られやすい。	⑥複式学級については、教員に指導技術が求められる。
⑦保護者や地域と連携した生徒指導がしやすい。	⑦児童生徒同士の間関係や教員との人間関係に配慮した学級編制が難しい。
⑧教職員の意思疎通が図りやすい。	⑧多様な考えに触れにくい。
	⑨教職員数が少なくなり、経験年数、専門性、男女比等のバランスの取れた教職員配置が難しくなる。

2 白老町のこれまでの取り組み

本町では、平成9年の第3次白老町行政改革推進委員会での検討を皮切りとして、適正規模・適正配置について検討を行っています。

これまでの学校数は、最大で小学校は9校、中学校は5校ありましたが、平成14年に森野小中学校、平成25年に萩野中学校、竹浦中学校、虎杖中学校、平成28年に社台小学校、旧白老小学校、緑丘小学校を統廃合し、現在は小学校4校、中学校2校となりました。

平成25年に策定した「白老町小学校適正配置計画」の中では、学校の適正規模として基本的に各学年において最低2学級以上が望ましいとしており、萩野小学校、竹浦小学校、虎杖小学校は複式学級の状況を見ながら、今後の適正配置の進め方を検討することとしています。

これまでの取組みと主な内容	
平成 9 年 4 月	第 3 次白老町行政改革推進委員会答申 小規模校化への対処と教育環境の整備の観点から長期的な見通しに立った学校配置と通学区のあり方について検討
平成 12 年 2 月	白老町小中学校適正配置委員協議会設置 小中学校のあり方について検討
平成 13 年 6 月	白老町小中学校適正配置委員協議会答申 適正配置に関する具体的方策を提言
平成 14 年 1 月	白老町小・中学校適正配置基本計画 目指す教育の在り方、適正配置の具体的方策を示す ①小学校は各地区に 1 校（社台、白老、萩野・北吉原、竹浦、虎杖浜）が望ましい。 ②中学校は、町内に 2 校が望ましい。 ③森野小・中学校は閉校とする。
平成 14 年 3 月	森野小中学校閉校
平成 14 年 6 月	白老地区小学校適正配置検討委員会設置 白老地区小学校の適正配置を諮問（内部検討会議）
平成 15 年 2 月	白老地区小学校適正配置検討委員会答申 白老小と緑丘小を統合し、複合施設を併設する
平成 18 年 5 月	白老地区における小学校の適正配置について 平成 14 年策定「白老町小中学校適正配置基本計画」にある「①小学校は各地区 1 校が望ましい」を見直すこととした。 中学校については、統合等の具体的な取組を早期に開始する。
平成 19 年 3 月	白老町立中学校適正配置実施計画 町内 2 校とする配置とし、具体的な取組を早期に開始する。
平成 25 年 10 月	白老町小学校適正配置計画 《基本的方針と進め方》 ①適正配置の検討は町内全域を対象とし、小学校全 6 校とする。 ②同一学年の複数学級による運営を基本とし、学校の適正配置を検討する。 ③児童の教育環境の改善、一定の学校規模の確保を図り、複式学級の解消を図ることを基本とする。 ④当面、複式学級が最も多い社台小学校、老朽化している白老小学校を含めた社台・白老地区の 3 校（社台小学校、白老小学校、緑丘小学校）を優先して進めることとし、早期に統合を進める。 ⑤残りの 3 校（萩野小学校、竹浦小学校、虎杖小学校）については、複式学級の状況を見ながら、今後の適正配置の進め方を検討していく。 ⑥小学校の適正配置を進めるにあたって、既存の学校施設を活用することとし、必要に応じて改修等を実施して統合小学校の校舎とする。
平成 25 年	白翔中学校開校（萩野中・竹浦中・虎杖中統廃合）
平成 28 年	白老小学校開校（社台小・白老小・緑丘小統廃合）

3 望ましい学校規模の基本的な考え方

学校は、児童生徒が様々な変化に対応しながら、他者と協働して課題を解決していくことや様々な情報を見極め新たな価値につなげることが出来る「ひと」を育てる重要な場所です。

そのためには、年齢・性別・地域等に関わらず教育機会を保障できる教育環境を整えることが必要となることから、「子供たちにとって望ましい教育環境とは何か」を主眼として考えることとします。

また、学校規模の検討にあたり4つの視点を次のとおり設定することとします。

視点1	多様な人間関係を育むための学習集団を形成することができる
	新しい時代を生きるこれからの子供たちにとって、多様な考え方に触れ、認め合い、他者と協働して課題を解決する力の育成を図ります。
視点2	教育活動において多様な選択や新たな取組ができる
	学校は、日常的な学習以外にも様々な教育活動が行われており、クラブ活動や部活動などの組織的な活動等についても、児童生徒の希望に合った教育活動の保障を目指し、新しい時代の教育に対応した取り組みを進めます。
視点3	一定の教職員数を確保することができる
	教職員数は、児童生徒数によって配置される定数があることや校務運営に関する様々な事務分掌もあることから、一定数の教職員の確保により負担軽減を図り、教育の質の向上に努めます。
視点4	地域の核としての拠点施設である
	学校は、教育施設だけではなく災害時の避難所や学校開放事業、放課後児童クラブなど地域の核となる拠点施設でもあるため、地域コミュニティの存続や地域の在り方なども含めた多様な機能に留意します。

4 望ましい学校規模の基準

(1) 国（特別支援学級を除く学級数）

学校の適正規模については、学校教育法施行規則第 41 条において、小中学校ともに「12 から 18 学級」と定められておりますが、「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」とされています。

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省第 11 号）

（学級数の基準）

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を基準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。

（※第 79 条により中学校にも準用）

(2) 白老町

本町の現状としては、特別支援学級を除いた普通学級では、標準規模の学校はなく、今後もその見込みはないこと、また、児童生徒の望ましい教育環境のあり方を踏まえ、望ましい規模について、次のとおり別に定めることとします。

ただし、法改正などが実施され、基本的な考え方の前提事項が大きく変更された場合や、本町の小中学校を取り巻く状況が大きく変化した時は、改めて検討することとします。

① 学級数

複式学級の解消や多様な考えに触れたり、切磋琢磨することができるなどの観点から、**1 学年 1 学級以上**とします。

また、学級数には予測が難しい特別支援学級は含まないものとします。

② 学級編制（1 学級当たりの児童生徒数）

学級編制については、国の学級編成基準に基づき、1 学級の児童生徒数が決められています。小学校は、令和 3 年より小学 1 年生から段階的に 1 学級あたり 35 人に引き下げられ、令和 7 年に完成することから、白老町の学級編制の最低基準を 35 人の 2 分の 1 以上の **18 人**とし、中学校が 1 学級あたり 40 人の 2 分の 1 以上の **21 人**とします。ただし、教職員の配置数への反映は、行わないものとします。

適正規模		国基準	白老町
学級数	小学校	1 学年 2～3 学級	1 学年 1 学級以上
	中学校	1 学年 4～6 学級	
学級編制	小学校	1 学級 35 人	1 学級 18 人以上
	中学校	1 学級 40 人	1 学級 21 人以上

IV 学校の適正配置のあり方

(1) 望ましい学校規模の実現（適正配置）の必要性

本町がめざす学校教育は、学校教育基本計画に基づいた施策を展開しておりますが、その目的をより良く実現するためには、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善なども含めた総合的な観点により、子供たちの教育環境の改善を図ることが必要です。

(2) 実現へ向けた優先度

望ましい学校規模の基準に該当しない学校については、その実現に向けた取組みを進めるため、優先度について次のように定めます。また、優先度が「中」以上の該当校は実施計画策定の対象校となります。

検討対象基準		① 1学年1学級以上による学級運営が見込めない。 ② 1学級の児童生徒数が学級編制基準の2分の1以上とならない。 ③ 該当校の児童生徒数の今後の増加が見込めない。		
優先度	高	すべて該当（①～③）	適正配置の 実施対象校 とする	実施計画策定
	中	2事項該当（①～③）	適正配置の 検討開始校 とする	
	低	1事項該当（①～③）	適正配置の 検討準備校 とする	

(3) 適正配置の実施方策

主な適正配置の方策としては、「通学区域の見直し」、「学校の統合」、「小中一貫校」、「義務教育学校」などが考えられますが、原則として、既存の校舎を可能な限り利用します。また、通学距離や通学時間も考慮し、必要に応じて通学区域の見直しの検討も行います。

適正配置の具体的な方策については、実施計画の中で定めるものとします。

【対応策例】

通学区域見直し	学校規模に合わせて、通学距離や安全性、小中連携の円滑化などを主な目的として実施
統合	① 既存学校 ○既存の学校を活用し、地域コミュニティが維持されて、施設の有効活用ができる ●通学距離が延びることや必要に応じて施設の増設などが必要 ② 新設統合 ○通学距離等にも配慮した立地

	<p>●立地の調整、新設費用の負担大</p> <p>③分離統合：1校を分割して他の2つ以上の学校に統合</p> <p>○通学距離や学校規模の調整を図ることができる</p> <p>●地域コミュニティが分割される</p>
<p>学校種</p>	<p>①小中一貫校</p> <p>小学校の6年間と中学校の3年間を合わせた9年間を一貫して行う教育のことで「6・3年」という区分に限らず「5・4年」、「4・3・2年」といった新しい区切り方を取り入れることもできる。</p> <p>②義務教育学校</p> <p>1人の校長の下、義務教育9年間を系統性を確保し、自由なカリキュラム（教育課程）の編成ができる。</p>

V 適正配置の進め方

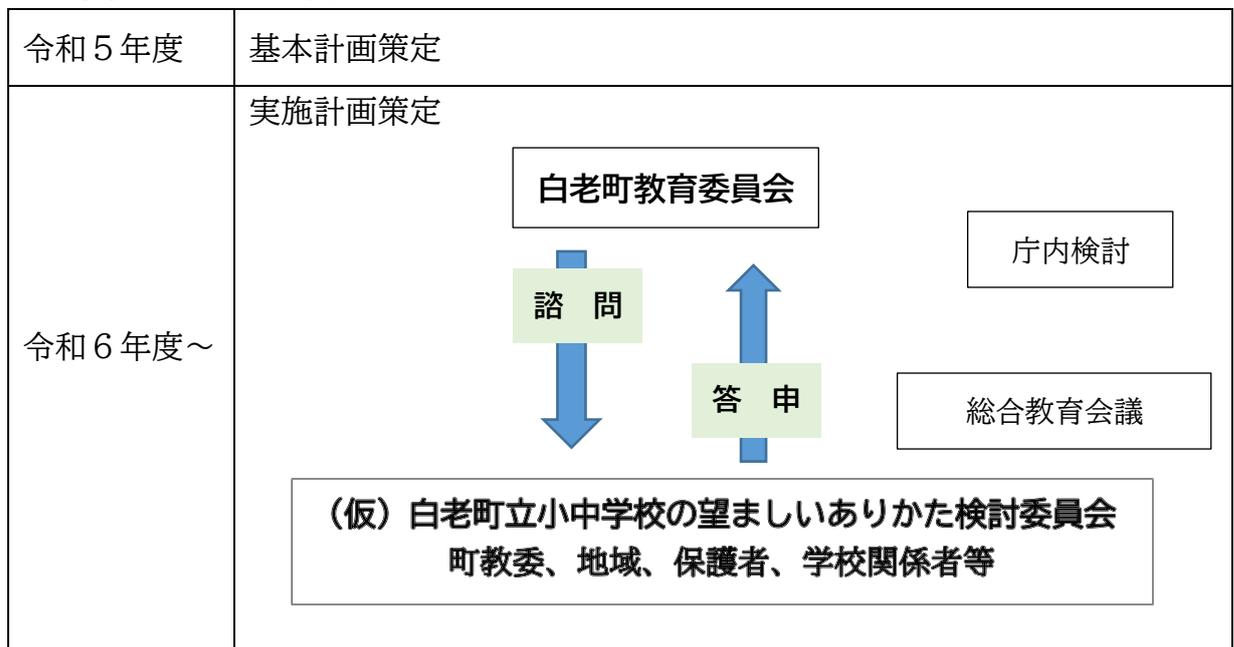
(1) 検討体制について

学校の適正配置の検討については、行政だけではなく、児童生徒の保護者や地域の方などの関係者の理解と協力が重要であることから、次の点に留意します。

- ① 十分な協議・期間を確保し、進めること
- ② 多くの保護者や地域の声を聴くこと
- ③ 情報共有や周知を積極的に行うこと
- ④ 行政、学校、地域が連携し関わること

(2) スケジュール

令和5年度に本計画策定後、令和6年度以降は、該当する学校の実施計画策定へ向けた取組みを進めます。



IV 資料

1 小中学校の適正配置等に関する国の考え方

文部科学省は、平成 27 年に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」により、地域の実情を踏まえながら、児童生徒の学校教育の環境の維持・向上を図るため、学校規模の適正化や適正配置を推進するよう求めています。

(1) 小中学校の学級数のあり方

小学校	1 学年 2 学級以上（12 学級以上）あることが望ましい
中学校	1 学年 2 学級以上（6 学級以上）が必要だが、教科担任による学習指導の観点から少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましい

(2) 小中学校における通学距離・通学時間のあり方

通学距離	小学校	徒歩・自転車による通学距離は 4 km 以内
	中学校	徒歩・自転車による通学距離は 6 km 以内
通学時間	小学校	徒歩・自転車・スクールバス等による通学時間は 60 分以内
	中学校	※ただし、地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断する

(3) 適正配置に関する合意形成について

- ① 学校は児童生徒の教育のために設置されている施設であり、学校統合の適否の検討にあたっては、児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えるべきである。
- ② 地域住民から見た学校は、児童生徒の教育の場であるとともに防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を有している場合も多いうえに、子供の健全な育成に当たっては、保護者・地域住民等の理解と支えが必要である。
- ③ 学校統合や適正配置を検討する上では、「地域とともにある学校づくり」が求められていることから、児童生徒の保護者や就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切である。

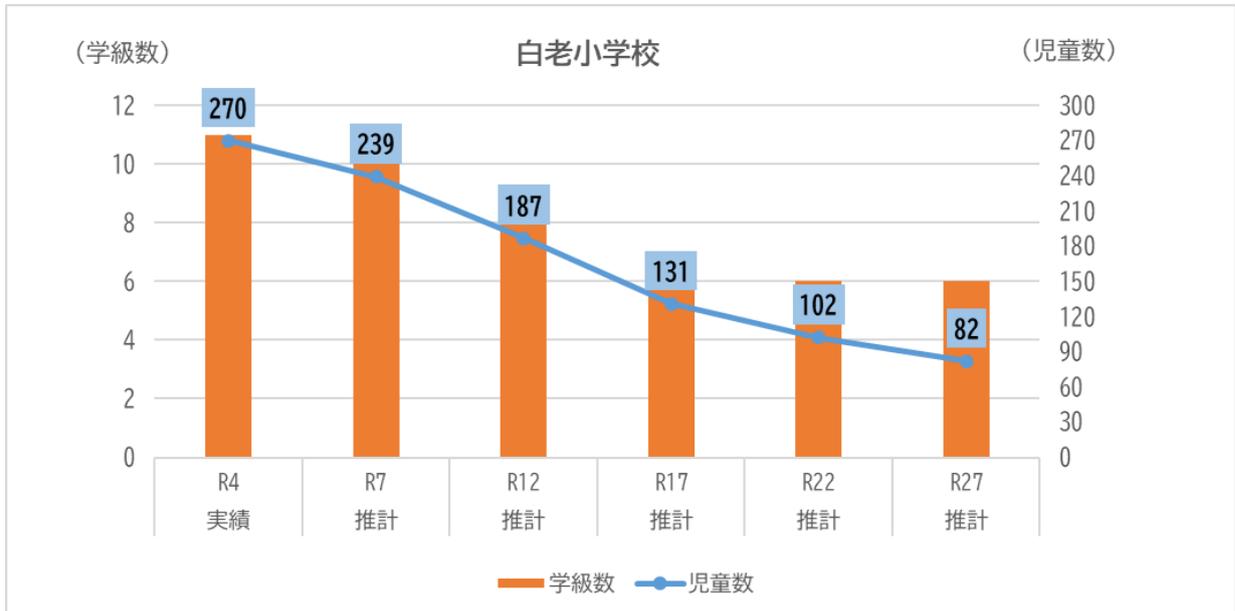
2 学級編制

国の示す 1 学級あたりの児童生徒数（学級編制）は次のとおりです。

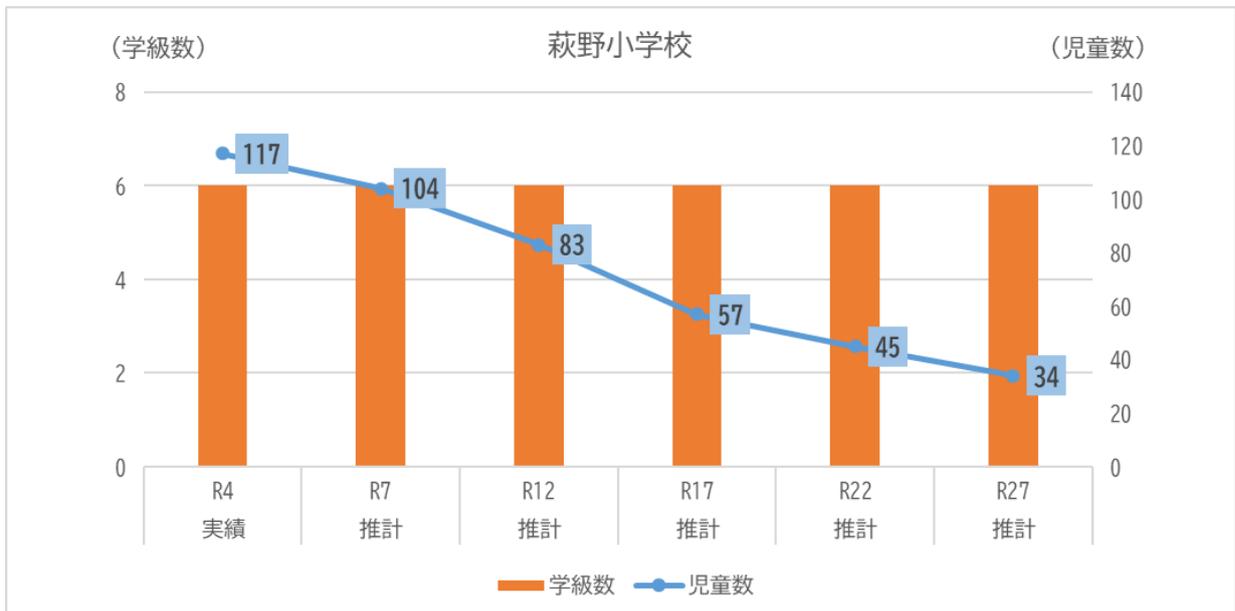
小学校	1 学級 35 人
中学校	1 学級 40 人
複式学級	小学校：16 人（ただし、第 1 学年を含む場合は、8 人） 中学校：8 人 異なる学年（2 つ以上の学年）の児童生徒を 1 つの学級に編制し、1 人の教師が 2 つ以上の学年の授業・学習活動を同時に行っている学級のことです。

3 児童生徒数の推移と推計

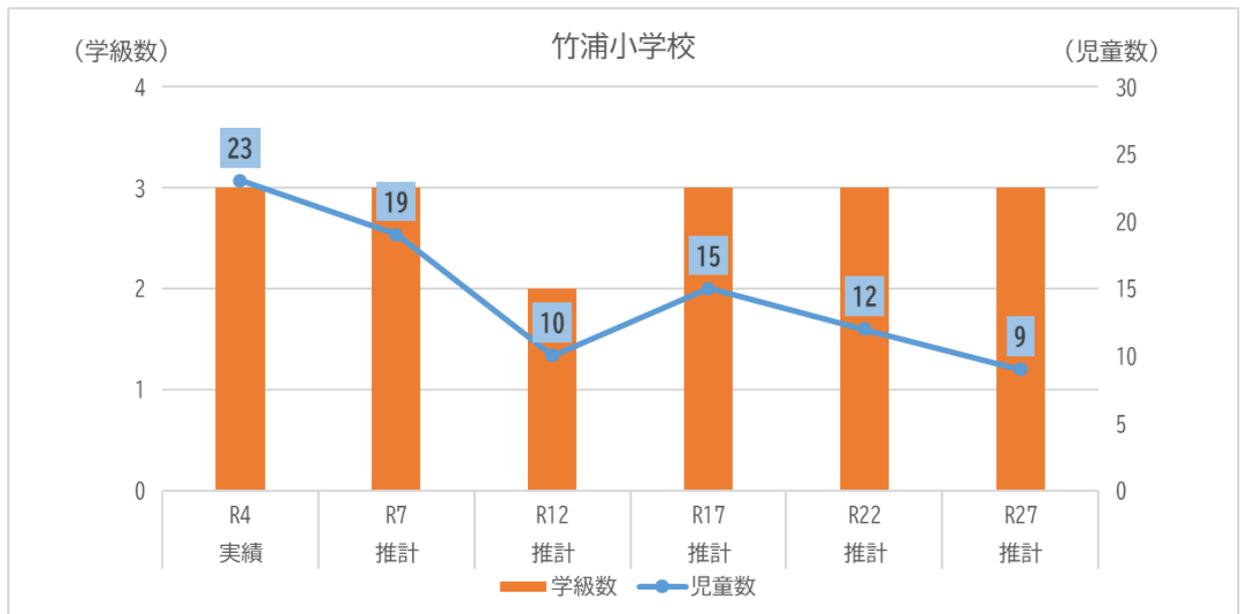
(1) 白老小学校



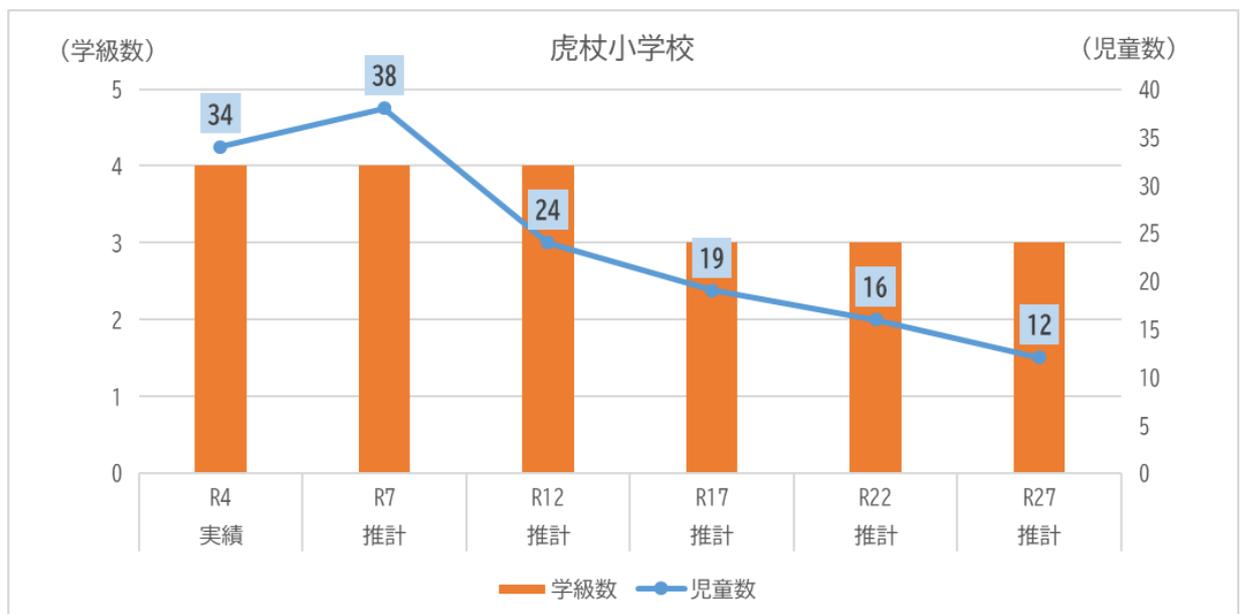
(2) 萩野小学校



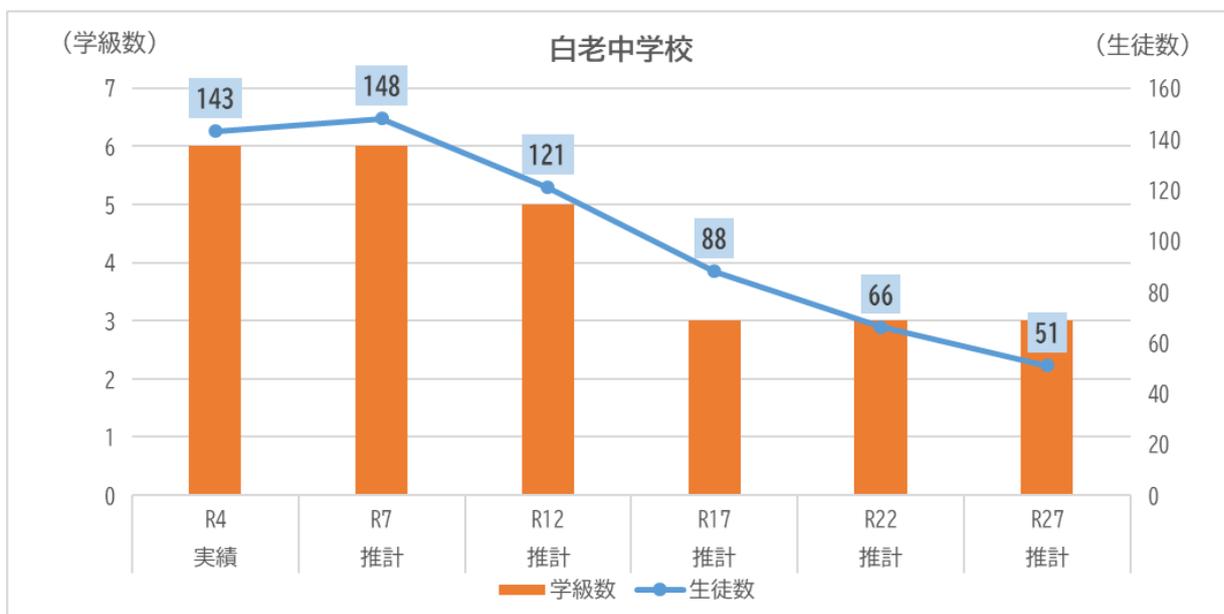
(3) 竹浦小学校



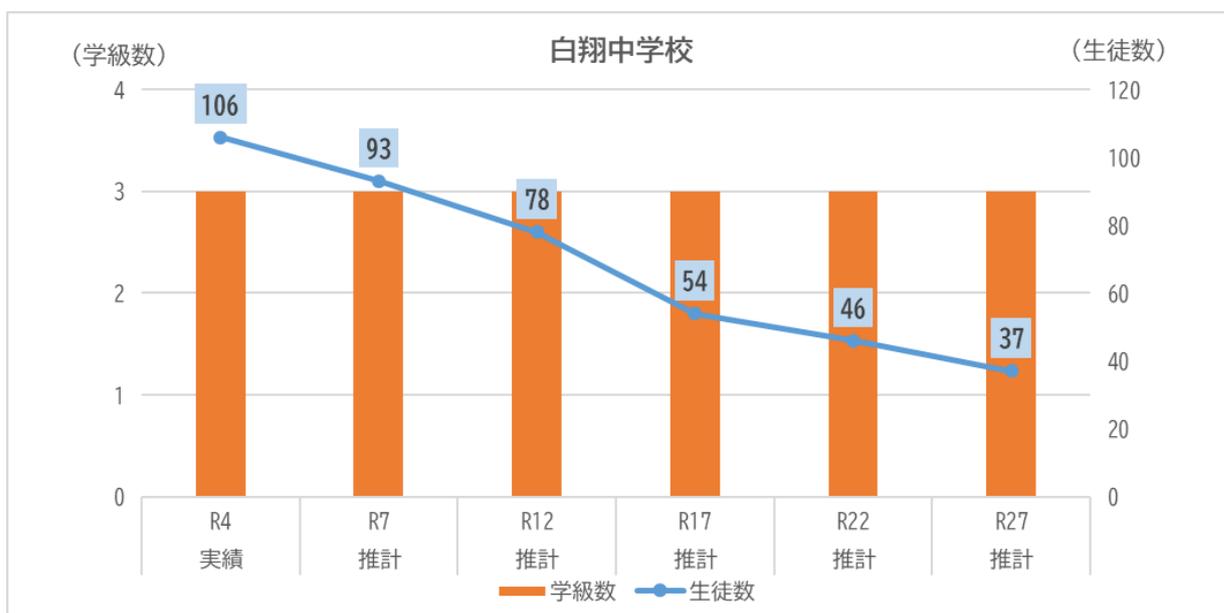
(4) 虎杖小学校



(5) 白老中学校



(6) 白翔中学校



4 通学区域

学校名	区域
白老小学校	字社台地区全域、高砂町、大町、東町、日の出町、本町、栄町、未広町、若草町、緑丘、川沿、陣屋町、緑町、字白老の地域、字森野地区全域、字石山（ウヨロ川以東の地域）
萩野小学校	字萩野地区全域、字北吉原地区全域、字石山（ウヨロ川以西の地域）
竹浦小学校	字竹浦地区全域
虎杖小学校	字虎杖浜地区全域
白老中学校	字社台地区全域、高砂町、大町、東町、日の出町、本町、栄町、未広町、若草町、緑丘、川沿、陣屋町、緑町、字白老の地域、字森野地区全域、字石山（ウヨロ川以東の地域）
白翔中学校	字萩野地区全域、字北吉原地区全域、字石山（ウヨロ川以西の地域）、字竹浦地区全域、字虎杖浜地区全域

